

監査法人ウィングパートナーズに対する検査結果に基づく勧告について

平成 21 年 2 月 17 日
公認会計士・監査審査会

公認会計士・監査審査会は、監査法人ウィングパートナーズを検査した結果、下記のとおり、当該監査法人の運営が著しく不当なものと認められたので、本日、金融庁長官に対して、公認会計士法第 41 条の 2 の規定に基づき、当該監査法人に対して行政処分その他の措置を講ずるよう勧告した。

記

監査法人ウィングパートナーズを検査した結果、以下のとおり問題がみられ、当該監査法人の運営は著しく不当なものと認められる。

1. 品質管理のシステムについては、組織的に整備を図るという最高責任者等の意識が希薄となっており、また、内部規程の整備及び周知が不十分であること、監査業務における責任の分担が不明確であり、監査補助者に対する十分な指示、指導及び監督が行われていないこと、品質管理のシステムの監視が実施されていないことなど、監査法人としての組織的な業務運営が行われていない。
また、法定の提出書類について、事実と異なる記載を行っているものや、提出を失念しているものがみられるなど、法令等遵守態勢は不十分である。
2. 監査業務の実施については、リスク・アプローチに基づいた監査計画を策定せず、売上、会計上の見積り及び継続企業の前提に関する監査などが著しく不十分であり、経営者確認書を入手していないほか、審査も受審せずに監査意見を表明している監査業務など、監査の基準に準拠した監査手続が行われていない監査業務が広範にみられる。
3. 監査業務に係る審査については、実施すべき手続や検討すべき事項に関する審査担当者及び業務執行社員の理解が不足しているため、監査計画に関する審査を実施していない監査業務があるほか、会計上の見積り及び継続企業の前提など重要な判断に関して実施した監査手続が著しく不十分であることを看過しているなど、審査態勢は極めて不適切である。
4. 日本公認会計士協会の品質管理レビューの指摘事項について、法人として組織的に改善を図るという最高責任者等の意識が欠如していることから、具体的な対応策の策定及びその実施を監査実施者任せとし、その改善状況を確認しておらず、今回の検査において、未改善又は改善が不十分なものが多数みられており、改善の取組みが著しく不十分である。

お問い合わせ先 公認会計士・監査審査会事務局 審査検査室 (代表) 03-3506-6000 (内線 2470)
